

令和7年度の活動報告について

加賀市健康福祉審議会

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(1)地域見守り支え合いネットワークについて
名簿登録者数 2,391人(令和8年1月末)

	令和6年度(実績) (R6.4.1時点)	令和7年度(実績) (R7.1月末)	令和11年度
名簿登録者数	2,311人	2,391人	2,800人

(2)「避難行動要支援者名簿」の提供(共有)状況

- 民生委員児童委員 183人(主任児童委員を除く、※令和7年12月~184人)
- 区長(町内会) 271町(前年比:±0町)
- 加賀市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会 12地区(17地区中)
- 消防、大聖寺警察署

	令和6年度(実績)	令和7年度(実績) (R7.1月末)	令和11年度
避難行動要支援社 名簿の配布数	271町	271町	282町(全町)

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

(3)個別避難計画作成の取組みについて【令和7年度実績】

▶個別避難計画ごちゃまぜ勉強会の開催(令和7年10月)

参加者:避難行動要支援者(当事者)、民生委員、防災士、
福祉専門職等105名

内 容:内閣府及び先進自治体による講演

グループワーク「個別避難計画を作成してみよう」

【参加者の声】 ※アンケートより

- ・要配慮者の避難を初めて考え、勉強になった。
- ・全部もらさず書き上げることは難しいが、大事な事項、何について書くか明確となった。
- ・今後は当事者を交えて実際に計画を立てて訓練を実施できたらいい。
- ・回数を重ねていく必要がある。



▶モデル地区(橋立地区)にて3町選定(令和7年12月)

橋立町、田尻町、黒崎町

▶モデル地区において、ごちゃまぜ勉強会の開催(令和8年2月)

1 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

令和7年度個別避難計画作成推進のための全体スケジュール（案）

業務内容	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	
1 モデル地区(橋立地区)			<p>【まちづくり推進協議会及び民生委員への趣旨説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後スケジュール（案）について ○モデル町の選定 		<p>【個別避難計画作成の研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区および町 		
2 福祉避難所の運営				<p>1月23日【福祉避難所研修会（基礎編）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容：福祉避難所の運営について ○対象者：協定している福祉避難所 	<p>2月下旬【福祉避難所研修会（実践編）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容：福祉避難所の開設・受け入れ訓練 ○対象者：協定している福祉避難所 		
3 民生委員・児童委員			<p>12月1日：民生委員・児童委員の改選</p>	<p>○新任民生委員への【見守り支えあいネットワーク】の研修</p>			
4 個別避難計画作成	<p>10月11日【個別避難計画ごちゃまぜ勉強会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容：個別避難計画の必要性について グループワーク ○対象者：当事者、民生委員、防災士、福祉専門職等 	<p>【サービス事業者協議会・じりつ支援協議会への説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別避難計画作成の必要性とスケジュールについて 	<p>【個別避難計画作成における検討会】</p>			<p>【個別避難計画作成研修】2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容：個別避難計画作成の必要性と計画立案の実際 ○対象者：福祉専門職 	
			<p>【医ケア個別避難計画の作成順次】</p>				

2 地域における生活支援体制の促進

(1) 福祉協力員の状況

福祉協力員とは、区長並びに民生委員の推薦により、市社会福祉協議会並びに地区社会福祉協議会が委嘱する地域のボランティア

任期：2年(再任は妨げない)

資格：各種資格は必要なし

活動内容：民生委員や区長と連携した見守り・訪問活動、いきいきサロン活動などへの支援

令和7年度福祉協力員 401名(17地区)

※人数制限なし(各町1名以上の設置をお願いしている。)

	令和6年度(実績)	令和7年度(実績) (R7.1月末)	令和11年度
福祉協力員の人数	387人	401人	現状維持

2 地域における生活支援体制の促進

(2)見守り座談会の開催

避難行動要支援者名簿が地域で有効活用できるよう、市社協と共催し、各地区で「見守り座談会」を開催

名簿による要支援者の把握や情報共有をすることにより、地区社協、区長、民生委員の連携による地域での見守り体制の構築が進められている。

・令和7年度開催状況(R8.1月末現在)

21回 参加者数 延べ715名

	令和6年度（実績）	令和7年度（実績） (R7.1月末)	令和11年度
福祉協力員の人数	26回	21回	現状維持

3 生活困窮者支援体制の整備

事業内容	内容	R5実績	R6実績	R7実績 (R7.12現在)
1 自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、自立生活のための支援プラン作成を行う。	相談件数 280 件中 プラン作成 18 件	相談件数 257 件中 プラン作成 31 件	相談件数 176 件中 プラン作成 15 件
2 住居確保給付金	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、住居確保給付金を支給する。	7 件	8 件	4 件
3 就労準備事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。生活リズムを整えるための生活訓練、模擬面接、集団活動など社会訓練、技法や知識の取得等技能習得訓練を行う。	4 件	3 件	2 件
4 居住支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。	未実施	未実施	未実施
5 家計改善相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。	2 件	19 件	9 件
6 こども学習・生活支援事業	生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う。	26 件	18 件	17 件

※生活困窮者自立支援法（H27.4.1施行）

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠

生活困窮者自立支援制度の体系（令和7年度～）

R7年度予算案：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の確保が必要

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり地域社会からも孤立

就労に向けた手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

自立相談支援事業（住まい相談支援事業）

自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

住まいに関わる課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まいに関する支援システムの構築」に向けて、住まい相談支援員（1名）を配置し、必要な機関との連携や個別の相談に対して伴走支援を行います。

施策	取り組み	R7実績（R7.12現在）
1 住まい相談窓口の周知啓発	市外居住支援法人や市内の大家に対し、住まい相談窓口を周知、住宅関係機関とのネットワークづくり	周知件数 市外居住支援法人 8件 市内大家 6件 【意見】 家賃滞納や近隣トラブル、安否確認・残置物等の課題。
2 相談受付	住まいの相談員への相談実施状況	相談者：主に生活保護のケースワーカー 支援対象者：生活保護受給者が中心 相談実績：11件（令和7年12月末時点） 入居に繋がった件数：4件
3 入居後の支援	入居後の生活状況の確認（見守り）等支援状況	訪問実績：転居後に月1回（3～6か月程度）行っている。 各関係機関との連携：福祉サービスの利用状況の確認や、訪問時の様子などの情報共有を図っている。
4 住まいの課題を中心とした相談支援の充実	令和7年1月より住まい相談員を配置。住まい相談に関するスキル向上の研修に参加。	6回参加（居住支援事業支援員初任者研修等）

○今後について

- ①早めの相談が出来るよう住まい相談窓口の周知を継続
- ②住まい相談窓口の対応の充実（課題の把握分析、必要な支援・連携先へのつなぎ等）
- ③居住支援協議会において、住宅と福祉の関係者が連携した総合的・包括的な居住支援体制の整備を検討

4 成年後見制度の利用促進

社会福祉協議会が設置している市委託の「かが成年後見センターほっこり」には、成年後見や権利擁護等に関する様々な相談が寄せられており、必要に応じ成年後見の申し立てや受託を行っている。

かが成年後見センターほっこり実績	R5実績	R6実績	R7実績 (R7.12現在)
成年後見・権利擁護等に関する相談 (延べ件数)	2,632 件	2,166 件	2,471 件
かが成年後見センターが申し立てを支援した 件数	3 件	2 件	2 件
かが成年後見センター受任している法人後見 件数	0 件	0 件	1 件

相談支援課 実績	R5実績	R6実績	R7実績 (R7.12現在)
成年後見市長申立て 要請受付件数	11 件	8 件	5 件

5 総合相談等の困りごと相談の充実

○総合相談：行政相談員・人権擁護委員・民生委員3名で月2回実施。

○法律相談：弁護士による相談。毎週水曜日実施。

主な相談は、離婚や相続等の家族関係や破産手続き等財産取引に関することが多い。

○司法書士相談：司法書士による相談。月2回実施。

主な相談は、債務整理や遺産分割等に関することが多い。

○消費生活相談：消費生活相談員による消費トラブル解決のため相談。

主な相談は、化粧品や健康食品の定期購入解約に関することが多い。

○DV相談：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力についての相談です。

	R5実績	R6実績	R7実績 (R7.12現在)
総合相談（延べ件数）	24件	15件	4件
法律相談（延べ件数）	225件	232件	176件
司法書士相談（延べ件数）	57件	76件	48件
消費生活相談（実件数）	197件	221件	196件
DV相談（実件数）	14件	10件	5件

6 ひきこもり支援の充実

加賀市福祉こころまちプラン「課題①～⑤」に基づき記載

【課題と実績】

①ひきこもりについての理解促進と周知啓発

- ア) 市民向け講演会の開催 ▶2回開催（シンポジウム130人・講演会80人）
- イ) ひきこもり支援サポーターの育成 未実施

②ひきこもり相談窓口の設置と周知啓発

- ア) 相談窓口の設置 ▶市内3か所設置（大聖寺・橋立圏域、片山津・作見・動橋圏域・山代・山中圏域）
- イ) 相談窓口の周知啓発 ▶ホームページ・広報、チラシ配布（民生児童委員・市内高校・包括ランチ）

③専門的な知識を有し伴走支援することができる支援者の確保・育成

- ア) 支援者向けの研修会の開催 ▶2回（シンポジウム・講演会（再掲））
- イ) 支援機関でのケース支援検討会の開催 ▶相談窓口連絡会 6回（R7.12現在）
（個別ケースの検討を通じ支援の在り方を共有する）

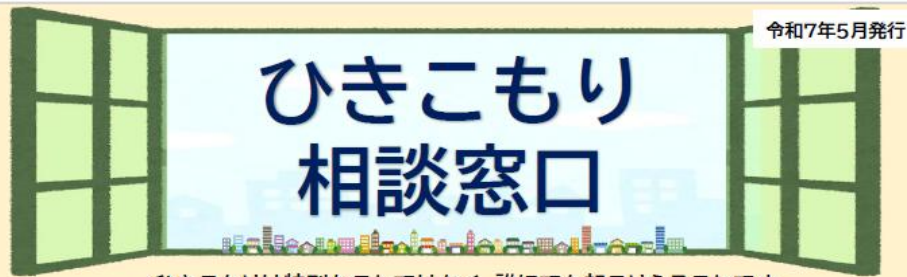
④各機関と連携し、つながる支援体制の構築

- ひきこもり支援体制検討会の開催 未実施

⑤自宅以外に安心できる居場所の設置

- ア) 居場所づくり 未設置
- イ) 当事者会、家族会の開催 未実施

ひきこもり相談窓口について



ひきこもりは特別なことではなく、誰にでも起こりうることです。
ひとりで抱え込まないで相談してみませんか。
加賀市ではひきこもりに関する相談窓口を設置しています。

ご本人へ

ひきこもりの方の多くが焦りや不安を抱えています。
自分で答えが見つからないときは、
まずご相談ください。
一歩踏み出すあなたと一緒に考えます。

ご家族へ

誰かに話をする事で
気持ちが楽になり、状況が変わることが
あります。
本人と一緒に支えていきましょう。
ご家族もぜひご相談ください。



お住いの圏域	相談窓口設置場所(委託先)	住所	電話	メール
大聖寺・橋立	ひきこもり・ソーシャルブリッジ・プロダクション(HSP) (一般社団法人 いまここ親の会)	大聖寺南町チ 35-7	070- 5633-2667	dekunobodo @yahoo.co.jp
片山津・作見・動橋	小規模多機能ホームきんめい (社会福祉法人 共友会)	野田町タ8番地1	090- 2376-2224	thirdplace.kinmei @gmail.com
山代・山中	いこいの家 (医療法人社団 長久会)	山代温泉11の 108番地2	0761- 77-3515	ikoinoie.chokyu @gmail.com
全圏域	加賀市役所 相談支援課	大聖寺南町二 41番地	0761- 72-1370	soudanshienka @city.kaga.lg.jp

お住いの地域	石川県の相談窓口	住所	電話	メール
加賀市、小松市、 能美市、川北町	加賀ひきこもり地域支援 センター	幸町二丁目 60番地	0761- 76-5750	kagacenter@ chokyuhukushi.jp
加賀市、小松市、 能美市、川北町	南加賀保健福祉センター	小松市園町又 48	0761- 22-0796	

まずはご連絡ください

ひきこもり相談窓口開所

R6年7月に1ヶ所

R7年4月に2ヶ所

①大聖寺・橋立圏域(R6～)

ひきこもり・ソーシャル・ブリッジ・プロダク
ション(一般社団法人いまここ親の会)

②片山津・作見・動橋圏域(R7～)

小規模多機能ホームきんめい
(社会福祉法人共友会)

③山代・山中圏域(R7～)

いこいの家
(医療法人社団長久会)

④全圏域

加賀市役所相談支援課

平日(月曜日～金曜日)

時間:8時30分～17時15分

加賀市の状況

ひきこもり相談窓口における相談実績（速報値）

（集計 R6年度(12ヵ月(R6.4.1～R7.3.31)) / R7年度(8か月 (R7.4.1～R7.11.30))

1 相談件数

	R6	割合	R7	割合
実人数	40		51	
男性	30	75.0%	34	66.7%
女性	10	25.0%	17	33.3%
延件数	170		162	

- ・男性の相談が多い
- ・相談件数が増加傾向

2 年代

	R6	割合	R7	割合
20歳未満	7	17.5%	8	15.7%
20代	17	42.5%	9	17.6%
30代	4	10.0%	12	23.5%
40代	5	12.5%	11	21.6%
50代	6	15.0%	9	17.6%
60代	0	0.0%	2	3.9%
70代	0	0.0%	0	0.0%
80代以上	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	2.5%	0	0.0%
計	40	100.0%	51	100.0%

令和7年度について

- ・30代～40代が多いが、20歳未満～50代の幅広い世代において相談が増えている

3 ひきこもりとなっている期間

	R6	割合	R7	割合
6か月未満	6	15.0%	12	23.5%
6か月～1年未満	6	15.0%	6	11.8%
1年～3年未満	13	32.5%	13	25.5%
3年～5年未満	6	15.0%	7	13.7%
5年～7年未満	1	2.5%	4	7.8%
7年～10年未満	3	7.5%	4	7.8%
10年以上	3	7.5%	3	5.9%
不明	2	5.0%	2	3.9%
計	40	100.0%	51	100.0%

令和7年度について

- ・1～3年未満の方が最も多い
- ・6か月未満で相談に繋がっている割合が高くなっている

3 健康福祉審議会の開催

●第1回(令和7年6月25日開催)

- 内容
- ・各分科会に属すべき健康福祉審議会委員について
 - ・令和7年度市民健康部組織及び所掌事務の見直しについて
 - ・令和7年度健康福祉審議会及び各分科会の主な施策について
 - ・その他(第7回地域共生推進全国サミットinかが開催について)

●第2回(令和8年3月3日開催)

- 内容
- ・諮問事項について
 - ・令和7年度健康福祉審議会及び各分科会活動報告について
 - ・その他(第7回地域共生社会推進全国サミットinかが開催報告について)